

令和2年度第2回三重県障害者自立支援協議会委員からの意見
 (1) 「みえ障がい者共生社会づくりプラン」の最終案（案）について

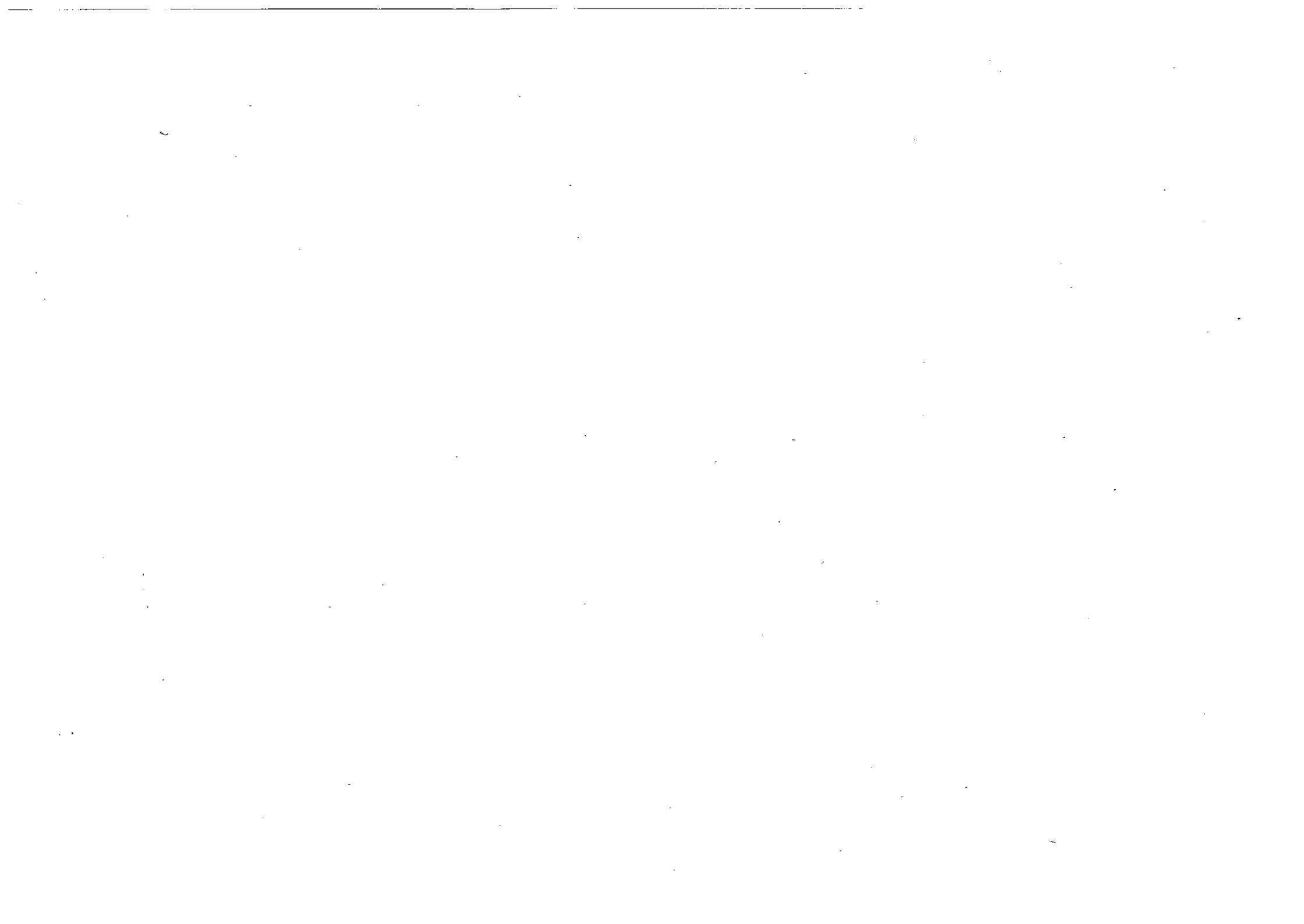
頁	該当箇所	提出意見(原文)	意見に対する考え方
		最終案に対する意見ではないのですが、身近な環境を見ても、また介護保険制度も、当然障がいを持つ方々が地域に戻る状況にしても課題があり、案の通り、一つ一つ地道に取り組むことしかないのが現状です。言葉や数値(確かに目標として明確です)が独り歩きしているように感じます。「バリアフリー」というながらも狭い廊下や使いにくい手すり、「思いやり駐車場」でありながら、雨の日は建物の入口に行くまでにずぶぬれになる駐車場、施設の人材の問題もあると思います。ユニバーサルデザインを目指し、各専門機関が柔軟に対応していく(目的のために動く)ことが大切だと感じます。感想になり申し訳ありません。	ご意見ありがとうございます。今後の業務の改善、推進の参考とさせていただきます。一つ一つの改善取組を進めていますが、御指摘のとおり、障がい者にとって利用しやすいものになっていない状況があると承知をしています。
P32,34	障がいに関する意識調査	意見というか、思いを記します。P34「差別や偏見のない社会」で約70%が否定的意見である。またP32「知る機会」で、マスコミ、職場、学校が多い。学校では児童生徒への人権教育に取り組んでいるが、大人(保護者)に向けての人権教育については難しい面がある。いろいろな取組を考えていく必要があると思う。	県では、障がいを理由とする差別の解消に向け、「障害の有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の普及啓発や障がい者理解の促進に向けた取組を進めるとともに、専門相談員による相談対応を行っています。引き続き条例の普及啓発や障害を理由とする差別の相談に対応していきます。障がい者をはじめさまざまな人権問題の解決に向けては、人権教育・啓発活動の推進が必要と考えています。今後も、人権問題にかかる学習機会をより多く提供するため、さまざまな機会をとらえ人権啓発に取り組んでまいります。
P39	障がいに対する理解の促進	残された課題として、「『引きこもり』や『性同一障がい』等、従来の『障がい者』の概念には入りにくいが、地域社会で『生きづらさ』を抱える人たちへの権利擁護にも他の関係機関と連携して取り組みます。」という記述を加えたらどうか。	県では、障がいの有無を一人ひとり違う個性として認め合うことできる「多様性を認め合う共生社会づくり」に向け、障がい者差別の解消や虐待の防止、情報アクセシビリティの向上等に取り組んでいます。障がい者差別解消の相談窓口においても、個々の障がいの状態や相談に至った事情を幅広に把握したうえで、福祉が届きにくい様々な課題については、関係機関と連携して相談対応を行っているところです。ご意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。
P48	地域生活を支えるサービスの充実	残された課題として、「コロナ禍のなかで、予防法やワクチン接種について不安を抱える障がい者に対し、それぞれの特性に応じた相談対応に努めます。」という記述を加えたらどうか。	ご提案いただいたことについては、重要な視点であると考えています。国や医療保健分野と連携し、また、それぞれの障がい特性に応じて、適切な相談対応を進めてまいります。

頁	該当箇所	提出意見(原文)	意見に対する考え方
P55	権利擁護の推進	⑥を「三重県社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業について、今後さらに支援の必要な人が増えることが予想されるため、障がい者が安心して暮らせる社会を目指すために支援を充実させます。」という記述に変更したらどうか。	日常生活自立支援事業は、三重県社会福祉協議会を実施主体として実施されるもので、県としては、当該事業の実施に要する経費を補助することにより、事業の円滑な運営を支援しているところです。このため、「障がい者が安心して暮らせるよう、支援体制の充実に取り組みます。」と変更させていただきます。
P55	権利擁護の推進	⑦を「『成年後見制度の利用の促進に関する法律(成年後見制度利用促進法)』に位置づけられた『中核機関』の設置について、各市町及び社会福祉協議会に対して整備促進を支援します。」という記述に変更したらどうか。	市町の中核機関の設立に向けた支援として、「成年後見制度利用促進市町支援事業」を実施しております、引き続き市町へアドバイザー派遣や市町及び市町社協職員向けの研修会開催、関係機関による意見交換会の開催に取り組みます。
P57	権利擁護の推進	⑥「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」を障がい当事者だけでなく、元差別者の意見を入れて、わかりやすくする努力も必要ではないか。どこで差別したのか、なぜ誤りに気づけなかったのかの把握も必要ではないか、	ご意見ありがとうございます。ガイドラインには、関係者等の意見を踏まえ、よりわかりやすくするためのポイントなどを把握したうえで、改善前・改善後の比較、チェックリストなどを取り入れて、職員がわかりやすい情報提供を日常的に意識し、配慮することができるよう取り組んでいます。
P59	障がいに対する理解の促進	県民に障がいのことをより理解してもらうため、精神障がいの方の「こちらのバリアフリーハンサム大使」のような立場の当事者の方に社会参加をしていただき、障がいには様々な違いがあることや、一人ひとり状況や生活のしづらさを抱えてみえる点を何かの形のイベントや体験談を知ってもらう機会が増えることを願っています。	啓発イベント等を実施する場合には、引き続き当事者の方をゲスト等に迎え、障がいによる違いを含めて、わかりやすい内容になること努め、県民の皆さんに障がい者への理解を深めてもらう場を設けていきたいと考えています。
P62	福祉教育・人権教育の推進	希望者にやや長期の交流学習をも可能にすることはできないか。将来の人材の確保のためにも。	福祉施設訪問や特別支援学校との交流は、児童生徒が多様な人々の存在に気付いたり、共に力を合わせて生活したりすることの大切さを学ぶことができる有意義な学習であると考えています。交流等の体験的な活動は、その期間や頻度等を含め、学校や地域の実態に応じて、各学校の教育目標を達成するため作成された年間指導計画に沿って決定・実施されています。ご指摘の視点は今後の実施にあたっての参考とさせていただきます。
P63～P67	情報アクセシビリティの向上と社会参加の環境づくり	知的障がい者の社会参加、情報収集はまだまだ困難なことが多く、これからも考えていただきたい。	知的障がい者にとって、参加しやすい社会参加の環境づくりや、わかりやすい情報の提供に努めるとともに、障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を基本理念として、障がい者理解と社会参加を促進するため、プランに基づき、引き続き、様々な分野において障がい者施策に取り組んでいきます。

頁	該当箇所	提出意見(原文)	意見に対する考え方
P68	特別支援教育の充実	教育分野の課題として大きくなっているのは、ネット依存による人格障がい的行動と、様々な理由による不登校問題だと思います。障がいがない子どもでも、様々な環境の中で、障がいのような行動の特徴が見られる子どももあり、何らかの手だてがないと、ますます特別支援が必要な子どもが増加してしまうのではないかと危機感があります。ネット依存への取組や、整備されたオンライン学習を活用した不登校支援などが行われると良いなと感じました。	不登校児童生徒の状況は一人ひとり異なるため、各学校では担任や養護教諭が電話や面談、オンラインなどで相談対応や学習支援などを行っています。また、必要な場合にはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが心理的・福祉的な支援を行っています。特別な支援を必要とする児童生徒に対しても、個別の指導計画に基づき、通信機器の適切な使用について授業等で取り組んでいるところです。今後もご意見を踏まえて、一人ひとりに応じた支援を実施してまいります。
P71～P76	就労の促進	知的障がい者の就労もだいぶ進んでいて感謝しています。そこからまわりへの周知啓発理解、本人への支援をしていただき、定着に力を入れていただきたい。	障がい者雇用の周知啓発につきましては、ステップアップカフェ「だいだい食堂」において、障がい者スタッフがいきいきと働く姿を広く一般に伝えることで県民の皆さんとの理解を促進する取組などを行っています。障がい者の就労支援については、障がい者の多様なニーズに対応した委託訓練を活用して、企業等への就職支援を行うとともに、就職後も定期的に職場訪問や聞き取りを行い、必要な場合は関係機関と連携して離職の防止につなげるなど、職場定着に向けた支援を行っています。今後も引き続き、関係機関と連携して職場定着の支援に取り組んでいきます。特別支援学校においては、卒業後の概ね3年間、教員やキャリア教育センターが就職先を訪問し、本人や企業から勤務中の様子や課題等を確認し、特性に応じた仕事内容や過ごしやすい職場となるよう提案しています。今後も雇用関係機関と在学中から情報を共有し、卒業後の職場定着につながるよう取り組んでいきます。
P84	福祉人材の育成・確保等	福祉科及び福祉に関するコースのある高校を、少なくとも各障害保健福祉圏域(9圏域)に1校はあるようにしてもらいたいです。福祉人材の少ない紀南圏域から見える高校には福祉科はなく、高齢化もあり、人材の確保は今でも大きな紀南圏域の課題となっています。	超高齢社会を生きていく子どもたちに、高齢者を思いやる気持ちやいたわる気持ちなど豊かな人間性(福祉の心)を育み、地域の社会福祉のために主体的に行動し、多様な人々と豊かな社会を築いていく意欲や実践する態度を育成することが重要な教育課題となっているとともに、要介護者の自立を支援する社会福祉サービスに対応できる専門的な知識や技術を有する人材を育成する必要性も高まっています。このことから、本県においては、各障害保健福祉圏域(9圏域)に少なくとも1校は福祉関連学科・コースを設置しております。紀南圏域にあたる紀南高校においては、介護職員初任者研修の取得をめざすとともに、実践的・体験的な学習活動を行うことをとおして、生徒たちに地域福祉の推進を担う職業人として必要な資質・能力を育成しています。

頁	該当箇所	提出意見(原文)	意見に対する考え方
P85	福祉人材の育成・確保等	障害者支援施設で働いていますが、障害福祉サービス事業における業務は、利用者個々の情報や支援経過等を「記録する」作業が大変多いです。それらを自治体、関係機関に提出、提供することも多く、情報管理も非常に重要です。働き方改革の推進や業界の人材不足といった背景もあり、利用者への直接支援業務の質を維持、向上させるためには、これら間接業務の時間をいかに減らしていくかが大きな課題だと思います。今後の県施策においても、障害者支援施設におけるICT導入を強く推進していただけますことを期待しております。	障害者支援施設における業務の効率化を図るため、ICT導入は効果的であると考えています。本県においても、令和2年度国補正予算を受けて、「三重県障害福祉分野のICT導入モデル事業」を実施したところです。今後も国の事業の動向を見ながら、障がい福祉分野におけるICT導入を推進していきたいと考えています。
P86	地域移行・地域生活の支援の充実	⑥を「心身障害者扶養共済制度は、いわゆる『親亡き後』の生活安定のために有効であることから、加入者促進のため周知啓発を図ります。」という記述に変更したらどうか。	当該制度については、現在、市町の窓口や特別支援学校等において周知を行っており、今後も引き続き周知を図っていきます。ご意見をふまえ、「⑤障がい者の保護者が死亡または重度障がいとなった場合に、残された障がい者に年金を支給する心身障害者扶養共済制度を運用し、障がい者の生活の安定を図るとともに保護者の抱く不安の軽減を図ります。」の「運用し」を「周知・運用し」に変更します。
P88～P89	障がいの早期発見と対応	障がい児(主に不登校児)の支援において、居場所としての円滑な福祉サービス利用を考える中で、学校の出席扱いについて福祉サービス利用が認められるケースが少ない現状がある。また、各圏域で前例がないために進んでいかない現状があり、引きこもり、不登校及びニートへの対応も含めた支援としてご検討いただきたい。	文部科学省と厚生労働省の連携による「家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト」等をふまえ、個別の教育支援計画を活用したケース会議の充実、保護者も含めた情報共有等について、関係機関と連携を図ってまいります。福祉サービスの利用をもって、一概に出席扱いとするには困難ですが、個別の指導計画に基づき、福祉事業所等での活動内容を、学校の学習活動の評価に反映するなど、不登校の傾向にある特別な支援を必要とする子どもたちの学校外での学びについても、自立と社会参画に向けた力となるよう支援を進めてまいります。
P92	福祉と医療などが連携した支援の充実	⑫を「難病患者の就労相談や年金相談を行い、自立を促進します。」という記述に変更したらどうか。	⑫は、就労相談や年金相談を含めた療養や日常生活における個別・具体的な相談、難病患者・家族のニーズや地域の実情を踏まえた支援等を行い、難病患者の療養生活の質の維持向上の支援を図るとしていることから、意見の内容は⑫の記載に包括されているものと考えます。御指摘の内容もふまえ、相談支援の充実に努めてまいります。
P100～P101	2精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	入院後6か月時点、1年時点の退院率の目標を達成するのが困難な状況とありますが、その原因が明らかにされておらず、手立てとなる施策も具体的なものが十分とは言えないと思われる。3ヶ月をこえて退院できないという状況は、それだけで入院が長期化するサインであり、圏域毎で3ヶ月、6ヶ月、1年の区切りで退院できない要因分析が必要ではないか。各圏域で協議の場の設置が完了したのならば、こういった課題分析等を行うよう、県には働きかけをお願いしたい。	「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築をさらに推進することが必要であると考えており、そのために各圏域の協議の場などにおいて、長期入院精神障がい者の地域生活への移行状況や課題を把握、分析するとともに、解決に向けての検討ができるよう働きかけを進めます。

頁	該当箇所	提出意見(原文)	意見に対する考え方
P112	障害福祉サービス提供体制の確保	療養介護サービスの対象者が新年度より拡大されますが、明文化されても、これまでの療養介護病床のそれぞれの設立の経緯から受入対象拡大はスムーズではないことが予想されます。重心、神経難病、筋ジストロフィ等、当該医療機関や家族会との丁寧な話し合いが必要かと思われます。	令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、療養介護の対象者として「障害者支援施設での受入が困難な障害支援区分5以上の者であって、(1)高度な医療的ケアを必要とする者、(2)強度行動障害があり医療的ケアを必要とする者、(3)遷延性意識障害で医療的ケアを必要とする者、(4)これらに準じる状態と市町村が認めた者」と明文化される予定ですが、療養介護事業所(病院)にはそれぞれの設立経緯等に基づく既存の体制が存在していることから、新たな対象者と解される中途障がい者(交通事故等により遷延性意識障がいの状態にある障がい者等)の受入が進みにくい状況であることは承知しています。そのような状況もふまえながら、遷延性意識障がいの状態にある障がい者について、障害福祉サービス事業所における受入の促進を図っていきます。また、様々な機会を捉えて、御意見、御要望をお聞きし、円滑な障害福祉サービスが提供できるよう努めてまいります。
P114	相談支援の体制の確保	発達障害者支援センターによる相談件数の令和元年度実績件数から令和5年度見込み件数まで右肩上がりとなっているが、現段階で支援者に対しての相談支援件数は飽和状態であると思われる。量的評価から質的評価への見直しも含めて、ご本人への丁寧な支援の方向をご検討いただきたい。	相談の量的確保を図りつつ、質的充実を進めることは重要なことであると認識しているところです。活動指標につきましては、直近数年間の推移等をもとに今後の見込み量を設定していますが、市町と連携して、県民の皆さんに対して、発達障がいに関する相談をまず市町に行うよう周知する等、発達障害者支援センターへの相談件数の増加を抑制する方策を検討します。



令和2年度第2回三重県障害者自立支援協議会委員からの意見

(2) 地域移行課題検討部会の取組状況について

提出意見(原文)	意見に対する考え方
各圏域の協議会での評価等にあたっては、地域生活支援拠点との関連についても議論いただけだとよいと思います。	日中サービス支援型グループホームでは短期入所の併設が必置であり、地域生活支援拠点等の機能として緊急一時的な宿泊の場を提供することが期待されています。いただいたご意見を踏まえ、地域生活支援拠点等の機能として緊急時の受け入れを行った実績や対応状況について各地域の協議会等で評価、助言が実施できるよう働きかけていきます。
自宅でもグループホームにいても同様のサービスを受けることができて、安心して暮らせることを願います(自宅で使えていたサービスがグループホームで使えなくなることがある。)	グループホームにおいて重度障がい者に係る利用者ごとの個人単位での居宅介護等の利用については、引き続き令和6年3月末まで延長されることとなりました。県では自宅やグループホームなど地域で安心して暮らすことができるよう、サービスの充実に努めてまいります。
グループホームが利用者の高齢化に直面しており、施設、住所の移動よりは日中活動支援と同じ所で受けられることを望む利用者は多いと思いますが、実際はどうなのでしょうか。手すりや段差ひとつとっても、安全のためにには住所が変わっても…と考えられる方もいるでしょうか。意向調査は行われているでしょうか。つい自分たち(事業者側)の都合で考えないように気をつけなければいけないと思います。	障がい者の重度化・高齢化に対応できるグループホームの新たな類型として、「日中サービス支援型グループホーム」が平成30年4月から創設されました。本県においても当該グループホームのニーズが高まっており、施設整備の補助対象で優先的に取り扱うなど、その充実に取り組んでまいります。
地域生活支援拠点等の整備の部分に関しても、重要な役割の一部を担うのは「日中サービス支援型共同生活援助」だと思われ、期待しているところです。私たち委員としても、地域の実情に応じて運営する法人、事業所の働きかけをしていますが、県よりも市町、法人(法人は限られた部分もあると思いますが)への周知、働きかけのバッタアップをお願いできれば幸いです。	日中サービス支援型グループホームでは短期入所の併設が必置であり、地域生活支援拠点等の機能として緊急一時的な宿泊の場を提供することが期待されています。引き続き、地域生活支援拠点等の整備促進、運用状況の検証、検討について市町への働きかけを行うとともに、日中サービス支援型グループホームの設置促進を含めた地域での支援体制づくりを支援していきます。

提出意見(原文)	意見に対する考え方
「事業所のある市町で評価を行う」とあるが、評価や助言について戸惑いがあるようであれば、軌道に乗るまで県や事業所のある市町同士が連携し、共同で評価・助言を行う機会を持つなどの工夫があるとよいのではないか。自治体に提出する書類について、事業所にとってなるべく記入、入力しやすくしていただくのがよいと思う。様式1について、常に人の出入りがあるように思うので、いつの時点の人数なのかを記載する項目があるとよい。様式2について、各項目に何を記入すればよいか具体的に記載されており、記入しやすいと思う、例えば(3)利用者に対する支援の実施について6項目の記載があるが、どれも大切な事項だと思うので、事業所はそれぞれに対して支援方法や支援の仕組みを記載するとともに、実施状況や事例報告を別に記載するか、市町や地域の自立支援協議会が聞き取り調査ができるようになると、改善につなげたり、他の事業所への助言時に役立つと思う。	障害保健福祉圏域での(自立支援)協議会において、日中サービス支援型共同生活援助の報告・評価にかかる情報を共有するよう、市町に周知を行います。様式にかかるご提案につきましては、今後検討いたします。また、地域の(自立支援)協議会で適切な評価・助言が行えるよう働きかけを行っていきます。
資料2-1の3検討経緯の3段落目で「令和2年12月1日現在で県内に3か所の日中サービス支援型共同生活援助事業所が設置されているが、評価及び助言を行う市町では仕組みが整っていないことから評価の実施に対する戸惑いが見られ、当該事業の機能が十分に発揮されているか危惧される現状がある。」と記載されている。いつも各報告なり取りまとめなどに感じることがですが、各市町等地域差などがあって、仕組みや取組など違っていて当たり前だと思いますが、集計結果などでは本来の一一致した内容や状況のものになっているのでしょうか。違和感を感じます。	日中サービス支援型グループホームの整備状況も含め、支援体制や取組状況は地域によって異なる現状があります。引き続き、地域の実情に応じた支援体制の整備へ働きかけを行うとともに、必要とされるニーズへの対応を市町と連携して進めていきます。
地域に開かれたサービスになるように、他県同様に協議会で検討できる形を望みます。	日中サービス支援型グループホームでは日中活動サービスを利用するだけではなく、グループホーム内で利用者の日中活動の支援を行うことが可能です。そのため、利用者が充実した地域生活を送ることができるよう外出や余暇活動等の社会生活上の支援を実施することが求められています。提供される支援が地域に開かれたものになるよう、地域の(自立支援)協議会において日中サービス支援型グループホームと地域とのつながりや交流の機会を評価できる体制づくりを支援していきます。

令和2年度第2回三重県障害者自立支援協議会委員からの意見

(3) 人材育成検討部会の取組状況について

提出意見(原文)	意見に対する考え方
資料3-3「三重県障がい福祉従事者人材育成ビジョン」P13 「ソーシャルワーカー倫理要綱」は「倫理綱領」かと思われます。	ご指摘ありがとうございました。令和3年4月に三重県障がい福祉従事者人材育成ビジョンを改定する際に修正します。
誰もが住みやすい地域を作っていくうえで、福祉職員や特別支援教育に携わる人材の育成は、とても大きなそして大事な課題であると考えます。そのうえで今回、研修の見直しにより一部有料化したことは、研修を受ける側の構えを作るうえでも良いことだと思います。お金を払って受けることで、構えをもって受けられる。また、お金を払っているからこそ、研修の中身も求めるようになります。研修の質の向上にもつながると思います。また、今回コロナの関係で、オンライン研修が当たり前に行われるようになりましたが、紀南地域の交通の不便な所から見ると本当にありがたく、今までより受けやすくなった研修がたくさんあります。もちろんどうしても集まらないとできない研修もあると思いますが、オンラインも活用してもらうことで、もっと多くの職員の学ぶ機会が増やせ、人材育成につながると感じています。今後の取組を楽しみにしています。	令和2年度から、研修の質の確保と、研修機会の拡大を推進するため、研修の企画及び運営の業務を外部委託し、受講生に一部研修経費の負担を求めることがあります。令和2年度は、研修回数の増加と開催地域を北勢、南勢地域等に拡大することにより、受講しやすい環境づくりを進めました。また、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、オンライン研修を導入し、コロナ禍においても研修受講を可能とした障害福祉サービスの適正な運営と従事者の資質向上を図りました。令和3年度は、オンライン研修における演習の方法や受講生の到達度の評価等についての課題を踏まえ、有効な研修の在り方について検討し、福祉人材の確保と育成を進めていきます。
基本的に賛成ですけど、他県との取組で共用可能なものは調整可能であるべき。筆記試験によって短縮可能な1~2年くらいの期間を作るべき、希望者の学習ケアも同時にを行うべきと考える。	障がい福祉従事者研修は厚生労働省通知により各都道府県が実施しており、他県との共同実施や筆記試験等については、本県として実施困難と考えますが、ブロック会議などの機会を捉えて情報共有、意見交換を行い、研修の実施方法の改善や内容の充実に努めてまいります。希望者の学習ケアのご意見については、人材育成検討部会において共有させていただきます。
若年人口の減少があらゆる面で課題となる中、二十歳の日本語もしゃべる日系人男性がビザの都合で就労ができずというような話を聞いたことがあります。景気動向ですぐに転職されてしまうようでは専門性などが担保されませんが、人そのものがいない状況ではないでしょうか。	障害福祉サービスにおける人材不足は、現在就労している方の離職防止とともに、新たに他業種から障がい福祉分野への転職を支援する等、現状をふまえ、さまざまな施策を講じていきたいと考えています。

提出意見(原文)	意見に対する考え方
<p>令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、やむなく中止した研修会や、開催方法を変更されたりと様々な苦労があったことだと思います。ワクチンの接種等が進み、効果を期待したいところではありますが、変異種や第4波、第5波という状況も推測されるため、来年度からも様々な方式(オンライン等)を活用した研修会の企画、開催のご検討をよろしくお願ひいたします。</p>	<p>令和2年度は新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、オンラインによる研修を実施しました。オンライン研修は感染拡大防止に資するとともに、研修が受講しやすくなる利点もあります。一方で、演習の実施方法や受講生の到達度の評価が課題となっています。令和3年度は、福祉人材の資質向上のため有効な研修の在り方について検討するとともに、受講しやすい環境づくりを進めています。</p>
<p>研修の委託化、有料化について賛成。受講枠の拡大や津市以外の地域での開催について要望が寄せられているというのは、とても好ましい状況だと思う。ぜひ前向きに検討してほしい。オンラインでの研修も積極的に導入を考えているのはとてもいいと思う。</p>	<p>令和2年度から、研修の質の確保と、研修機会の拡大を推進するため、研修の企画及び運営の業務を外部委託し、受講生に一部研修経費の負担を求めることとしました。令和2年度は、研修回数の増加と開催地域を北勢、南勢地域等に拡大することにより、受講しやすい環境づくりを進めました。また、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、オンライン研修を導入し、コロナ禍においても研修受講を可能とし障害福祉サービスの適正な運営と従事者の資質向上を図りました。令和3年度は、オンライン研修における演習の方法や受講生の到達度の評価等についての課題を踏まえ、有効な研修の在り方について検討し、福祉人材の確保と育成を進めています。</p>
<p>資格要件変更等で福祉の人材不足と専門性の担保も含めた形の人材育成体制が構築されていることを知ることができ、ありがとうございます。</p>	<p>ご意見ありがとうございました。今後も障がい福祉人材の育成体制の強化に取り組んでまいりますので、ご協力をお願いたします。</p>

令和2年度第2回三重県障害者自立支援協議会委員からの意見

(4) 医療的ケア児・者に係る取組状況について

提出意見(原文)	意見に対する考え方
新型コロナウイルス感染症対策で、医療的ケアの人への対応もオンラインになったことは、情勢からも理解できることです。しかし、一般的に自宅でケアをする以外にも、学齢期の医療的ケアの人は学校へのスクーリングができる環境を整え、それに向けた制度や必要な費用等の支援をお願いしたいです。(スクーリングの時には、リフトバスなどの移動の費用、付添看護師の費用などが必要となります。また、車両の数が少なく、レンタルできないなどの問題があるとも聞いています。)	医療的ケアを必要とする児童生徒の通学手段の確保について、県としても課題として認識しています。このことから、福祉サービスの利用の可能性も含め関係部局の担当者や特別支援学校の教員と検討や情報交換を行っていますが、現在有効な方策がなく解決には至っていません。今後も、子どもたちの学びのための環境づくりを充実させるため、よい対応策がないか他県の状況を把握したり、継続的に関係部局との情報共有の場を設定したりするなど検討してまいります。
三重県では「医療的ケア児・者」としてとらえていただいています。学校卒業、医療移行期、児童福祉から障がい福祉への切り替えとなる18～20歳に切れ目なく個別に応じた自立支援ができるよう、医療・福祉・教育・就労のさらなる連携・協働が必要と思われます。高齢者とはまた異なり、自助(家族が介護する)が当たり前ではなく、豊かな共助、公助(児童でも重度訪問介護など)、柔軟な福祉サービスの適応の検討も必要かと思われます。	各地域で構築された4つの地域ネットワーク(e-ケアネットそういん、e-ケアネットよっかいいち、にじいろネット及びみえる輪ネット)を中心とした市町、福祉、医療、保健及び教育等地域における関係機関連携の取組をさらに進めることにより、満18歳に到達した後も必要な医療的ケアを受けながら日常生活及び社会生活を営むことができるよう、適切な連携・協働体制の構築につなげていきたいと考えます。
医療的ケア児を対象とした施策(事業所)が紀南地域には全くなく、対象の子どものことで関係者が知恵を出し合いながら、受け皿づくりに向けて動いています。医療的ケア児の人口数が少なく、まだまだ地域への周知や啓発がなされていないと感じますが、児童のことで言うと、保育所の関係者、福祉関係者、学校の関係者に向けての周知がまずは必要ではないかと思います。保護者から通いたい希望が出たら、体制を整備して受け入れていくことが当たり前という意識づくりが、医療的ケア児が当たり前に地域で生活していくことにつながると思います。	各地域で構築された4つの地域ネットワーク(e-ケアネットそういん、e-ケアネットよっかいいち、にじいろネット及びみえる輪ネット)を中心とした市町、福祉、医療、保健及び教育等地域における関係機関連携の取組において、スーパーバイズ機能(支援者支援及び地域づくり支援)を令和3年度から順次始動する予定です。紀南圏域は、みえる輪ネット(事務局:済生会明和病院なでしこ)のスーパーバイズチームが担当ですので、地域での受け皿整備の参考としてスーパーバイズ機能もご活用していただければ幸いです。また、各地域ネットワーク等では、どなたでも参加可能な研修会等が毎年度複数回開催されていますので、医療的ケア児・者とその家族が地域で「あたりまえの生活」を送ることができるように、県としても研修会等の周知等を引き続き行っていきます。

提出意見(原文)	意見に対する考え方
特にケア可能な保護者のストレスコントロールや、保護者以外のケアをする者のカウンセリングも取組に入れるべきではないか。他の労働医療とも連携したうえで、さらにそこから得た情報をケアにもフィードバックした方がいいのではないか。	各地域で構築された4つの地域ネットワーク(e-ケアネットそいん、e-ケアネットよっかいち、にじいろネット及びみえる輪ネット)の中には、ピアカウンセリングの観点から、保護者同士のつながりの場(パパ＆ママミーティング、家族の会)を提供しているネットワークもあり、その活動が今後も期待されています。また、地域ネットワークを中心とした市町、福祉、医療、保健及び教育等地域における関係機関連携の取組を推進してきているところです。
切れ目、途切れのない支援の大切さについて、当事者への処遇だけでなく支援に携わる人を支援する点について言及されることが増えています。ケアする人をケアするという観点で切れ目をなくしていくとの動きを頗もしく感じています。当事者を支える上で家族や親族は最も近い位置にあり、中でも未成年者や医療的ケアを必要とする当事者を支える方々については、働き盛りの方が受ける制約、家族のみに許される医療行為などを考えると特に手厚い支援が必要と考えます。	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度において、地域ネットワークにおけるスーパーバイズ機能(支援者支援、地域づくり支援)のフォローアップやスーパーバイズチームの活動を支援することにより、支援者(専門職)を孤立させない取組を進めていく予定です。 また、家族が日常的に実施している医療的ケアの負担を軽減することが求められていることから、医療的ケア児・者が利用する障害福祉サービス等事業所において喀痰吸引等が実施可能な介護職員を確保するため、研修の無料開催や受講費用の一部を補助する取組を継続する予定です。
県や三重大小児トータルケアセンターの取組により県内各圏域の支援体制や取組が充実しつつあるように思います。引き続き進むべき方向性の助言をいただきつつ、地域の関係者が独り立ちするバックアップをお願いできれば幸いです。	令和3年度において、地域ネットワークにおけるスーパーバイズ機能(支援者支援、地域づくり支援)のフォローアップやスーパーバイズチームの活動を支援することにより、各地域ネットワークを側面的に支援していく予定ですので、引き続きご協力の程よろしくお願いします。
本人とその家族の生活が豊かなものになっているか、三重県やこの地域で暮らせてよかったなと思っているかどうかも重要なと思う。取組の方向性については、サービスや支援を受ける皆さんのが困りごとを解消することにつながっているか、確認の機会があるとよい。	各地域ネットワークにおけるスーパーバイズ機能の取組結果として各地域ネットワーク事務局に相談事例を蓄積し、医療的ケア児・者とその家族の日常生活や社会生活における困りごと等を県に集約するなどして、県障害者自立支援協議会医療的ケア課題検討部会等を通じて、県の取組の方向性を確認していきます。
NICUを使わなくてもよい出産が増えていくことを願う。幼少期から成人するまでの性教育や、妊婦自身や家族、職場(少なくとも人事・総務担当者)への教育を充実させ、胎児にも優しい社会、三重県を目指したい。	思春期世代の若者が妊娠・出産や性に関する正しい知識を持つことが非常に大切であり、妊娠に適した時期等を踏まえながら自らのライフデザインを考え、自身の生き方や命の大切さについて考えられるよう教育用パンフレットを配布し普及啓発を行っています。